

1 インフルエンザ等感染症対策にご協力をお願いします

申告相談会場では感染防止のため、会場の換気及び職員はマスクの着用、手洗い、消毒を徹底し感染防止に努めます。ご来場される皆様も感染防止にご協力をお願いいたします。

来場の検討



発熱や咳等の症状がある方、
体調がすぐれない方は
ご来場をお控えください。

消毒・マスクの着用



ご来場の際には、マスクの着用、
手指の消毒、受付票の記入に
ご協力をお願いします。

定期的な換気



申告相談会場では、
定期的に換気を行いますので、
暖かい服装でお越しください。

2

申告前に確認

次の所得、控除がある場合には必ず事前にまとめてからお越しください。

①営業・農業・不動産の事業所得のある方

②医療費控除を受ける方

※医療費控除の明細書に必ず記入してください

必ず事前に準備してください！

事前に収支内訳書や帳簿等にまとめていない方（領収書やレシートのみの方）については、一度申告会場から計算スペースへ移動していただき、まとめてから再度受付となりますのでご注意ください。

3 ふるさと納税ワンストップ特例の注意事項

ふるさと納税ワンストップ特例を適用するためには、次の条件をすべて満たす必要があります。適用する前にもう一度ご確認ください。

1

確定申告や町申告をする
必要がない
給与所得者であること

2

令和7年中の
寄付先の自治体が
5団体以下であること

3

ふるさと納税先の自治体に
ワンストップ特例の申請を
提出していること

なお、ワンストップ特例の申請書を提出している方であっても、確定申告や町申告を行う場合には、ふるさと納税の金額を含めて寄付金控除額の計算を行う必要があります。

また、5団体を超える自治体に寄付をされた方などは、ワンストップ特例が無効となるため、確定申告や町申告において寄付金控除を受けてください。

4 税務署の申告会場や e-Tax での申告がおすすめの方

次の申告をされる方は税務署の申告会場や e-Tax での申告をおすすめします！

CASE 01

初年度の住宅借入金等
特別控除を受ける方

CASE 02

土地または家屋の
譲渡所得のある方

CASE 03

株式や先物取引の
所得のある方

※受付する申告の内容や状況等により町での申告相談が困難であると判断した場合には、税務署へ案内させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

令和7年分所得税の確定申告について

税務署からのお知らせ

令和7年分所得税の確定申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！

- パソコンやスマートフォンなどから、「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。
- パソコン画面に表示された2次元バーコードをスマートフォン（マイナンバーカード読み取対応）で読み取れば、ICカードリーダライタ無しでマイナンバーカードを使ったe-Tax（電子申告）が可能です。
- 読み取り対応のスマートフォンであれば、マイナンバーカードの電子証明書によるe-Taxが可能です。
- スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

郵送での確定申告書提出先

〒960-8509 福島市森合町16-6
福島税務署内仙台国税局業務センター福島分室

確定申告書作成会場のお知らせ

申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。来場の際には、申告関係書類のほかスマートフォン等及びマイナンバーカード（マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号を含む。）をご持参ください。

2月16日(月)～3月16日(月)《土・日・祝日を除く》

午前9時15分～午後4時（開館時間は午前9時）

アオウゼ・AOZ（福島市曾根田町1-18 MAXふくしま4階）

入場整理券

会場入場には整理券が必要です。

取得方法は以下の2通りです。

※ただし、3月1日(日)は開設します。

※この期間は、税務署内には、確定申告書作成会場を設けていません。

※MAXふくしまの駐車場は、駐車時間が2時間を超えると有料になります。

LINEアプリでのオンライン事前発行

確定申告書等作成コーナー（国税庁）



「相談を申し込む」から希望日を選択、会場入口でスマホ画面を提示ください。

会場付近で当日券を受け取る方法

8:50～ MAXふくしま 1階 南側入口

開館後 MAXふくしま 4階 南側エレベーター

※アオウゼの開館時間は午前9:00です。

東北税理士会福島支部主催

●税理士による無料相談会

実施期間

2月13日(金)～3月10日(火)

午前10時～午後3時30分(土・日・祝日を除く)

相談会場

福島税務相談所（福島県税理士会館内）

〒960-8002 福島市森合町14番29号

相談内容

所得税・相続税・贈与税など

※面接相談のみ（完全予約制・相談時間30分）

申込受付

☎ 024-534-3907

2月5日(木)より先着順（土・日・祝日を除く）

午前9時30分～午後4時30分

●国税に関する質問・相談

電話相談センター

国税に関する一般的なご相談は、仙台国税局の職員がお答えします。福島税務署に電話し、音声ガイダンスに従って、「1」番を選択してください。

タックスアンサー

よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載していますので、是非ご利用ください。

問い合わせ先 福島税務署（☎ 024-534-3121）